

あさぎり町ふるさとワーキングホリデー実施業務委託公募型
プロポーザル実施要項

1 趣旨

地域おこしに興味のある町外在住の若者や外国人（留学生等※ 資格外活動の許可を受けていること）が、おおむね2週間から30日間、地域に滞在し、町内の農家や事業者、宿泊観光施設、福祉事業所等で働きながら、地域住民との交流イベントや地域の歴史・文化等の学びの場を通じて、本町の持つ豊かな自然・伝統・文化に触れ、その魅力を情報発信することにより、本町と継続的な関わりを持つ関係人口の創出・拡大や、町内の地域おこし協力隊希望者の掘り起こしを図る。

2 業務概要

（１）業務名

あさぎり町ふるさとワーキングホリデー実施業務

（２）業務実施形態

委託事業

（３）委託業務の内容

別添「仕様書」のとおり

（４）委託期間

契約締結日から令和8年3月15日までとする。

（５）見積限度額

本業務の見積限度額は3, 000, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、上記金額は予算額の上限であって契約額ではないので留意すること。

3 委託契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

4 応募資格

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であることを条件とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- （２）事務所や支店等があさぎり町内に所在する企業等である者
- （３）あさぎり町物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置

を受けていない者

- (4) 会社更生法(平成1 4 年法律第1 5 4 号) に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法(平成1 1 年法律第2 2 5 号) に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法(平成1 6年法律第7 5 号) に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第7 7 号) 第2 条第2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 若しくは暴力団員(同条第6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) 、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

5 応募方法の手続き等

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加申込書の提出

① 提出書類(1 部提出)

参加申込書(様式第2 号)

② 提出期限

令和7 年4 月25 日(金) 午後5 時まで(必着)

③ 提出方法

電子メール、ファクシミリ等により提出すること。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

(2) 企画提案書の提出

① 提出書類(各正本1 部、副本3 部提出)

ア企画提案書(様式第3 号)

イ収支計画(様式第4 号)

ウその他の添付資料

- ・法人登記簿謄本(法人格を有しない場合は、これに類するもの)
- ・寄付行為(法人格を有しない場合は、これに類するもの)
- ・直近の決算書又はこれに類する書類
- ・企業等の概要が分かる資料(パンフレット等
- ・本町又は他自治体での類似案件での実施実績

② 提出期限

令和7 年5 月13 日(火) 午後5 時まで(必着)

③ 提出方法

持参又は郵便により提出すること。

※ 郵便の場合は、書留郵便又は配達証明によること。

(3) 提出先及び問合せ先

あさぎり町商工観光課

〒868-0408

熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地

TEL: 0966-45-7220

FAX: 0966-45-7230

6 プロポーザルの応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となり、町からその旨を通知する。

- ① 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ② 応募資格の要件を満たしていない場合
- ③ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④ 見積金額が見積限度額以上であった場合
- ⑤ 本公募要項に違反すると認められる場合
- ⑥ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合
- ⑦ その他不正な行為があったと町が認めた場合

(2) その他

- ① 応募は1 参加者につき1 件とする。
- ② 応募書類の提出後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。
- ③ 提出された企画提案書等の書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- ④ 書類の作成は、A 4 縦版(片面印刷) 横書きとし、1 1 ポイント以上で作成すること。なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとすること。
- ⑤ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4 年法律第5 1号) に定める単位に限る。
- ⑥ 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に町の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ⑦ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。
- ⑧ 本プロポーザルに参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。

7 応募書類等に係る質疑

(1) 質問の受付期限

令和7年4月23日(水) 正午まで(必着)

(2) 質問の提出

質問は、質疑書(様式第1 号) により行うものとし、5 の(3) に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答は質問者及び参加申込者に原則電子メールにより送付する。

8 参加辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、5 の(2) に示す提出期限までに、応募辞退届(様式第5 号) を提出すること。辞退の届出は、電子メール、ファクシミリ等により提出し、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

9 審査方法等

(1) 応募書類の評価(採点) は、提出された企画提案書等について、別に設置する業者選定委員会が行う。業者選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

(2) 応募書類の評価(採点) は、プレゼンテーションによる企画提案書の審査により実施する。企画提案書として提案した資料以外での説明は認めない。

(3) 選考基準

下記の評価基準に基づき、業者選定委員会により、企画提案書を評価・採点し、1 位となった参加者を受託候補者に選定する。

(4) 結果の通知

審査結果は、審査を受けた応募者の全てに対し、文書により通知するとともに、結果を町のホームページにて公表する。ただし、審査の経緯については公表しない。

(5) 審査の結果、適切な事業者がいなかった場合は、委託事業者なしとした上で再募集を行う。

(6) 提案者が1 者であった場合は、その提案内容を業者選定委員会において評価した上で、採否を決定する。

10 日程

令和7年4月14日(月) 募集開始

令和7年4月23日(水) 質疑書の提出締切り

令和7年4月25日（金） 参加申込書の提出締切り

令和7年5月13日（火） 企画提案書の提出締切り

令和7年5月20日（火） プロポーザル実施（予定）※別途、通知します。

令和7年5月末（予定） 契約締結

11 契約の締結

- （１）最も適切な企画提案書等を提出した者を、契約予定者として当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- （２）業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、町と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- （３）協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、提案内容業務理解度業務の目的、趣旨を十分に踏まえた内容であるか。企画・技術力業務の流れや構成等について、十分な知識・知見のもと、具体的な計画となっているか。業務遂行能力、実施体制、業務を円滑に遂行できる実施体制及び必要な連携体制が確保できているか。スケジュール業務遂行が可能なスケジュールとなっているか。実績提案内容を裏付ける類似実績等があるか。予算の妥当性、予算内での効果的かつ効率的な提案がなされており、提案内容と整合が図られているか。契約予定者と協議して定める。
- （４）成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い
成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。また、成果物及びその構成素材に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全てあさぎり町に帰属するものとする。

12 その他留意事項

- （１）企画提案書等の作成・提出に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- （２）提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- （３）本要項に関して町から受領した全ての資料は、町の実情を以て公表又は使用してはならない。